

南島原消防署からのお知らせ

その消火器、使えますか？

先日、徳島県と鹿児島県で、腐食した消火器の使用が原因とみられる事故が相次いで発生しました。

日ごろから、適正な管理、使用に心掛けましょう。

1. 湿気が多い場所や屋外で雨風にさらされる場所には設置しないこと。
2. 外観の腐食などを確認し、腐食している物は絶対に使用しないこと。
3. 不用品な消火器は、消火剤の放射や解体などの廃棄処理は自分で行わず、回収を行っている専門業者に廃棄処理を依頼すること。



消火器の処分には、リサイクルシールの購入が必要です。

消火器を廃棄する場合は、「既製品用消火器リサイクルシール」を指定取引場所あるいは特定窓口（消火器販売店）で購入する必要があります。これらの窓口など、詳しくは消火器を購入した販売店、南島原消防署にお尋ねください。



☎ 南島原消防署 ☎0957(82)2479

南島原市防犯協会からのお知らせ

平成23年度
全国地域安全運動

【実施期間】

10月11日(火)～20日(木) (10日間)

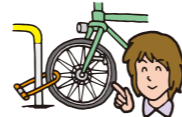
【運動重点】

- 子どもと女性の犯罪被害防止
- 住宅を対象とした侵入犯罪の防止
- 万引き、自転車盗の防止



【主な行事】

- 防犯広報街頭キャンペーン
☑ 10月13日(木) 午後3時30分～4時30分
☑ イオン有家店前
- 二輪車の防犯診断
☑ 10月20日(木) 午後3時
☑ 市内の各駐輪場 (旧島鉄各駅など)



毎年10月11日は
「安全・安心まちづくりの日」

☎ 南島原市防犯協会 ☎0957(86)4414

教えて！国民年金 国民年金保険料の追納制度をご存じですか？

国民年金には、さまざまな免除制度や猶予制度がありますが、こうした制度を利用した場合、保険料を全額納付した場合より、受け取る年金額が少なくなります。こうした事態の救済措置として、10年以内（例えば、平成23年2月分は平成33年2月末まで）であれば、後からでも保険料の納付（追納）ができるようになっています。

将来に受け取る年金額を増額するためにも、追納をお勧めします。

なお、免除や納付猶予などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

主な免除制度・猶予制度

- 申請免除制度…経済的な理由などで保険料を納めることが難しい場合
- 法定免除制度…障害基礎年金の受給者などのための制度
- 若年者納付猶予制度…若年層（20歳代）の保険料納付を猶予する制度
- 学生納付特例制度…学生を対象とした制度

※全て申請が必要です。

☎ 諫早年金事務所 ☎0957(25)1666
保険年金課 ☎050(3381)5039
または各支所

「ヒヤッ!!」とした
経験はありませんか？ 道路管理者からのお願い!!

☎ 管理課 ☎050(3381)5066

道路の歩行、自転車、自動車の走行中に、私有地から道路にはみ出している樹木、置物などのせいで、危ない経験をしたことはありませんか。

道路（歩道含む）には、許可なく通行に支障をきたすような構造物や物などを設置することはできません。これらを設置している人は、撤去をお願いします。また、道路にはみ出した樹木などについても同様で、歩行中に人に接触したり、カーブミラーや道路標識などの視野を妨げるような樹木は剪定が必要です。市民皆様のご協力をお願いします。

①車道や歩道上に立て看板やプランターなどを置かないください。

※路上駐車が多く見受けられます。事故につながりますので、路上駐車はしないでください。

②市道に生じた陥没、U字溝やガードレールの破損など、危険な箇所気付いた場合にはお知らせください。

☎ 建設課 ☎050(3381)5065

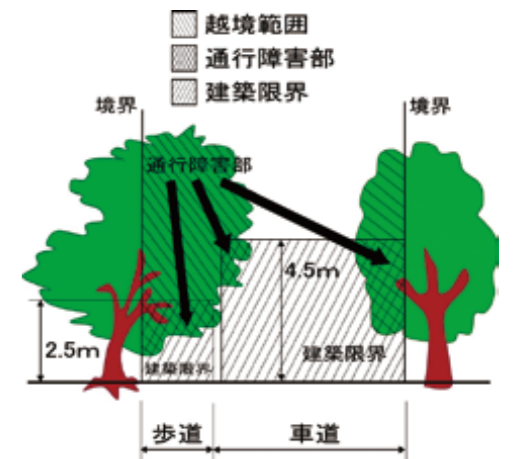
③道路にはみ出した庭木、生け垣などの枝葉の剪定をお願いします。

※事故が発生した場合、樹木などの所有者責任が問われることがあります。適切な管理をお願いします。

④段差を解消するため、道路に乗り上げブロックや鉄板などを置かないください。(右写真)

※雨水がせき止められたり、ブロックの設置により歩行者、バイク、自転車などの転倒事故に至ることがあります。道路との段差を解消するには、切り下げ工事（申請が必要。工事費は自己負担となります）を行うなど、適切な方法をお願いします。

※設置者の責任を問われる場合があります。



南島原市 健康福祉まつり ～こころと体でつながる“絆”～

健康や福祉について、「見て、体験して、学べる」コーナーや、すてきな景色が当たる「にこにこスタンプラリー」など、楽しく過ごせる催しが盛りだくさん。お誘いあわせの上、ご来場ください。

11月13日(日)

午前9時30分～午後2時30分

ありえコレジヨホール・有家保健センター

※詳しくは別途お配りする「チラシ」をご覧ください。

☎ 健康対策課 ☎050(3381)5141

